

令和4年度県立夜間中学設置準備等に係る懇談会（第1回）議事録（概要）

- 1 日時 令和4年7月4日（月） 午後2時から午後4時まで
2 会場 鳥取県教育センター 情報教育研修室3
3 出席者 別添名簿のとおり
4 内容

（1）足羽教育長あいさつ（概要）

- ・夜間中学設置に向けて、本当に長い道のりを歩いて今日まで来た。鳥取県に必要な夜間中学とは何か、学びの形態はどうか、対象者はどうか、先進校視察を重ねながら、この鳥取にふさわしい学びのあり方を進めてきたところ。
- ・国から1県1校の設置につとめるという方向が示されている中で、鳥取県で望ましい、夜間中学はこうありたいという、新たな学校づくりに向けてわくわくした気持ちでいる。
- ・本日の議題にもあげているが、鳥取県らしい学びの提供のコンセプトを打ち出し、しっかり皆さま方に届け、新たな学びの機会や新たな交流の機会へとつなげていきたい。
- ・委員の皆さま方からも、学びをより充実させるために、たくさんのご意見をいただきながら、教育委員会の方で、県立夜間中学のあり方を明確化していきたいと思っている。
- ・忌憚のないご意見をいただき、みんなで作る新たな学びの創造、夜間中学づくりに向けて、確実な歩みを続けていきたい。

（2）報告

資料に沿って説明。質疑等は特になし。

（3）協議

資料に沿って説明。意見、質疑等は以下のとおり。□委員 ■事務局

ア 「鳥取県立夜間中学」 基本的構想（コンセプト）（案）について

- 「鳥取県立夜間中学」 基本的構想（コンセプト）（案）について説明
- 否定的な表現もなく、鳥取県としてこんな夜間中学が作りたいたいというのが目に見えてとても良いと思う。
- コンセプトに込められていることが夜間中学の目指すものとしてわかりやすい。学ぶことで自信や達成感を得て、あ人生が変わるという意味でも、「『学ぶ』よろこび」を文字にしたのはとてもよいと思う。「『つながる』よろこび」というのも、多くの世代がつながるということは、今まで社会とつながっていなかった方にとっても、よいつながりになる。「『社会の中で生きる』よろこび」というのも、家庭内でいろんな問題があってもそれを乗り越えて社会の中で生きるよろこびというのをコンセプトとして表に出すことで皆さんに伝わると思う。
- 思いがとてもストレートに伝わるが、「色」という漢字は、肌の色など、違いがストレートに伝わりすぎる。「彩」という字を使ってはどうか。
- 中学校を出てすぐに社会に出る子や、不本意ながら学校に来られなかった子は、劣等感を抱き続けている。そのような子が親になり、その子も同じように学校になじめないスパイラルに陥っている例もある。そのような事例を見ていると、このコンセプトはとても大切と感じる。いくらでもやり直せる、学ぶ機会が用意されているということを力強く発信していくコンセプトはとても素晴らしい。
- コンセプトを示したことに敬意を表する。色鳥取は良いと思うが、漢字の使い方には注意を。また、ふりがなを振るのは必須と考える。「仲間とともに」は指導する側からの言葉。「仲間とともに」ということにハードルが高い子がいるので、前面に出すことは気になるが、「仲間とともに」がいけないと言っているわけではない。来る人の抵抗感がないようにしてほしい。
- コンセプトでメッセージを伝えるのは大切と考える。最終的には社会参加ということになると思うが、仲間との関係で挫折した子もいると思うので、表現は考えないといけない。「仲間とと

もに」が前提になると、なかなか難しいかもしれない。あとはこのような環境をどのように整えていくか楽しみにしている。

- (1) や (3) はイメージしやすいが、(2) が抽象的で具体的なものがつかみにくい。いろんなものを含みすぎてつかみにくい。
- 色鳥取というのはインパクトがあっているが、「～でいい」という表現はいかがか。抵抗感を下げる意図かと思うが、逆の取り方をされなければよいが。
- (2) をみた時、体験のことかと思った。でも、体験のことは (3) にあった。『つながる』よろこび」というのは表現を考えた方がいい。(2) と (3) の違いがよく分からない。「仲間と」を取ると、ハードルが下がるかもしれない。
- 「色鳥取に、ともに～」としたらうまくまとまるのでは？
- 引きこもりの人からすると、仲間が欲しいかどうかは別。それよりも人と人とのつながりというイメージの方が緊張が和らぐ。集団が苦手な人もいるので、「仲間」がコンセプトに必要なのか、分かち合える人とつながればいいのか、そのあたりを教えて欲しい。
- 一緒にの学び舎で学ぶ人と、学校ならではのつながりを築いていけたらと思う。ただし、そこだけで完結するのではなく、外とのかかわりも学校で体験できたらと考えている。
- 基本的な方向性は問題ないということで良いか？
- 良い

イ 県立夜間中学設置方針の具体（案）について

- 県立夜間中学設置方針の具体（案）について説明
- 生徒に合うカリキュラムを作ることは大切だと考えている。入学前の面談はいつごろ、何回くらい行う予定か？1回では足りないと思う。ニーズ調査は毎年必要と考えている。1度面談した後にカリキュラムを組んで、次の面談で決めるようなことが必要。行っても大したことないといううわさが出るとすぐに広まる。体験というのは700時間の中で実施するのか？それとも700時間の外でやるのか？その両方を想定している？そこも明確に示しておく必要がある。
- 学校行事は700時間の中には入らないので、土日の日中を使う事もありうる。授業の中で直接体験も必要と考えている。両方必要と考えている。
※体験については、夜間中学ならではのもの、例えば博物館のナイトミュージアムや星空観察などの可能性を探っていききたい。
- 個別指導計画を立てようと思うと、面談も必要だし、9教科を教えるということで、教諭6人で足りるか？対面を原則としながら、ICTをどれくらい取り込んでいくかも考えないといけない。
- 教員数については、いわゆる定数の配置となる。いろんな組み合わせを考えながら、他県の例も参考に工夫していききたい。
- 学びの時間を確保するという観点から、始業時間の前倒しは可能か？
- 教員は昼から勤務しているので、0時間目を設け、個別に対応することは可能。その他、少人数の補習などは他県でも始業前にやっているのを参考にしたい。
- 0時間目を使った教育相談・面談をしっかりとの方がいいと思う。
- 個別対応が必要。仕事を持っている人もいるし、中卒すぐの子もいる。生活リズムが崩れている子もいる。遅刻や早退についてどこまで認めるか。遅刻がいくつになったら留年とか、そのあたりも事前に伝えておいた方がいい。一人ひとりの生活実態をみながら、個別の学びの設定が必要。
- 入学対象者であれば、誰でも入学を認めるか？
- 面談の結果による。何度か面談をする中で、その方にとって夜間中学に入ることがベストなのか、進路相談的な面談にできればと考えている。
- 入学された目的も個々にあると思うので、キャリア支援もしてほしい。

- 入学の時期に「原則」と入っているのはありがたい。いろんな事情を考えれば、年度途中での入学も認められるのか。1度入って通えなくなり、1回休み、再開したときに元々やっていたところからできるようにしてもらえるのか？
- まだ内部で検討中。
- 卒業証書は出すか？
- 出す。
※学校教育法施行規則58条（79条において中学校に準用する）
校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。
- アンケートの結果等により教育センターに設置するという事で東部地区への通学が原則ということに伴ってだが、中西部への分教室を当初から設けることとした方がニーズが出てくるのでは？中西部や全県のことについてどのように考えている？
- 検討委員会や事前調査で話が出ていたことだが、まずは本校をしっかり作って、夜間中学での学びを見てもらい、感じてもらって、再度ニーズを掘り起こしていく、という方向にかじを切った。

(4) 連絡

資料に沿って説明。質疑等は特になし。

(5) 中田教育次長あいさつ（概要）

- ・通常の学校だと学校経営方針があって、目指す学校像とか生徒像とかがあって、教師目線の作りこみになるが、この夜間中学のコンセプト案は、生徒目線で、こんなことができる学校なんだと感じてもらいたいという思いで、作りこみがしてある。
- ・今日いただいたご意見をもとに、生徒が、再度学び直しをしてみたいと思えるような、そういうコンセプトに、ブラッシュアップしていきたい。
- ・これからは、このコンセプトをいかに多くの皆さんに届けることができるかということ、皆さんのお力をお借りしながら、汗をかいて取り組んでいきたい。
- ・私は一つだけしか見ることはできなかったが、埼玉の川口市の夜間中学に視察に行き、80代の方から、10代ぐらいまでおられたが、生徒さん方が、すごく楽しそうに、思いを持って通っている姿を見て、感銘を受けた。
- ・鳥取の県立夜間中学も、本当に学びたい、学び直したいという人が入ってこられて、そして、教師と、生徒と一緒に、自分の学びを作っていく、そして次のステップに進んでいける、そういう夜間中学にしていきたいと思っているので、引き続き、お力、お知恵をお借りしたいと思う。

(6) 閉会

(別添)

(委員構成)

下記区分に基づき8名で構成

区分	所属等	委員氏名
学識経験者	鳥取大学地域学部准教授	田中 大介
ひきこもり支援関係者	NPO法人鳥取青少年ピアサポート とっとりひきこもり生活支援センター所長	山本 恵子
外国人支援関係者	公益財団法人鳥取県国際交流財団 事務局次長	岩本由美子
就労支援関係者	鳥取労働局職業安定部職業安定課 地方職業指導官	郡 勇二
市町村教育委員会代表	県都市教育長会代表 倉吉市教育委員会教育長	小椋 博幸
	県町村教育長会代表 岩美町教育委員会教育長	大西 泰博
学校代表	中学校長会代表 鳥取市立湖東中学校長	伊藤 浩三
	高等学校長会代表 鳥取県立米子白鳳高等学校長	椿 幾雄

※検討内容によりオブザーバーを招聘する。

(敬称略)

(事務局)

鳥取県教育委員会事務局次長	林 憲彰
鳥取県教育委員会事務局教育次長	中田 寛
鳥取県教育委員会事務局参事監兼小中学校課長	長谷川 隆
鳥取県教育委員会事務局小中学校課県立夜間中学設置準備室長	山口 京子

「鳥取県立夜間中学」基本的構想（コンセプト）（案）について

令和4年7月4日
小中学校課

- 鳥取県立夜間中学は、国籍を問わず義務教育の年齢（15歳）を超えている方のうち、もう一度中学校の学習内容を学びたい方、中学校を卒業したい方に、個々の状況に応じた中学校の学びを提供し、安心して学ぶことができる機会を保障するため、以下に「鳥取県立夜間中学」基本的構想（コンセプト）（案）を示す。

◇ 目指す学校の姿

「色鳥取 [いろとりどり] でいい、仲間とともに自分らしく学ぶ」※

世代や国籍、これまでの学びの経験の違いなどを越えた、さまざまな人たちの思いや考え方にふれ、仲間との学び合いをとおして、自分らしい学びを実感できる学校。

◇ 県立夜間中学3つのよろこび

(1) 「学ぶ」よろこび

- 生徒一人ひとりの願いや、これまでの学びの経験に合った学習計画を立てて学びます。
- 「学びたい気持ち」に先生がしっかり寄り添い、安心して質問ができ、何度でも説明してもらうことができます。
- 教科や学年の枠を超えて学び合ったり、パソコンやタブレットを使ったりして、一人ひとりの「わかった」「できた」が大切にされます。

(2) 「つながる」よろこび

- 仲間とのつながりを大切にし、お互いの存在を認め合い、安心して生活することができます。
- 学級活動や遠足などの行事を行いながら、語り合い、力を合わせ、ともに楽しみます。
- 生徒同士、先生と生徒だけでなく、地域の方をはじめ、学校外のさまざまな人と出会い、社会とつながり合います。

(3) 「社会の中で生きる」よろこび

- 鳥取の歴史や文化などにふれる体験的な学びから、「ふるさと鳥取」に生きるよろこびを実感します。
- 自分のペースに合わせたさまざまな学びを積み重ね、高校などへの入学や働くために必要な力と自信がつきます。
- 安心して学ぶことができる環境の中で、仲間とともに成長し、卒業の先にある夢や目標に向かっていきます。

※色鳥取（いろとりどり）とは・・・

「ふるさと鳥取」の中で、いろんな色（国籍、性、年齢、学習歴など、さまざまな事情や背景などを含めた個性）を出しながら「のびやかに学んでいこう」、「社会（ふるさと鳥取）とつながりを持ちながら次の未来にはばたいていこう」というメッセージを込めている。

夜間中学は、ダイバーシティ（多様性）を生かした学び合いの中で、引きこもりの方を社会（ふるさと鳥取）とつながりなおしたり、外国籍の方を社会（ふるさと鳥取）と新たにつないだりするなどの役割を果たす。

イ ICTを活用した学習活動

全生徒に1人1台端末を整備し、ICTを積極的に活用して、視覚的支援、翻訳や学習アプリなどで多様な学びをサポートする。

- ・授業内での生徒同士が協働し合う学習
- ・実物提示や実験・実習の実施が難しい学習をバーチャルで実感
- ・調べてわかる（翻訳、物事・言葉や文化調べ等々、ICTのシンプル活用）
- ・Google アカウント配付により、スマートフォン等を含めICTを日常使いし、オンラインでの家庭学習や連絡・質問回答、授業体験などができるようにする。

ウ 日本語での学習に不安がある生徒への対応

教科学習や学校生活全般で、日本語指導を行いながら学びを深める。

(7)入学・卒業等

ア 入学

入学対象者の義務教育の履修状況等を確認のうえ入学者を決定し、第1学年あるいは教育上支障がないときは第2学年以上に入学する。入学の時期は、原則年度の始めとする。

<入学する学年の例> 入学希望者との面談等とおして決定する。

- ・第1学年：中学校未修了者。中学校にほとんど登校していない者。
- ・第2学年：中学校の中途からの不登校、別室登校などにより、学びが十分でない者。
- ・第3学年：不登校であったが、一定の学力を有しており、1年間で高校進学等に向けて学力をつけたい者。

イ 進級

生徒の履修状況や学習の習得状況等を考慮して、次学年への進級を決定する。

ウ 卒業

第1学年に入学した者は3年間、第2学年に入学した者は2年間、第3学年に入学した者は1年間の修業で卒業することを基本とする。

ただし、基本の修業年間で中学校の教育課程を修了することが困難な場合は、卒業を延期することもある。

※内規…ただし、最長6年までの在籍を可能とする。

(休学、退学等についても詳細を検討中)

2 その他（中・西部地区、不登校の学齢生徒への対応）

県立夜間中学設置後、中・西部地区においても入学のニーズが高まることが想定されることから、分教室等の設置の検討を継続するとともに、不登校の学齢生徒への支援についても、市町村教育委員会やフリースクール等の関係機関と連携し、不登校特例校等の設置も視野に入れながら更なる支援策を検討していく。